

一般競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

[様式1-1、1-2及び1-3]

この申請書は、本店（本社）で作成して提出して下さい。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。なお、「※」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないで下さい。

様式1-1

- (1) 「01 新規・更新」、「02 受付番号」、「03 業者コード」、「04 申請者の規模」、「15 電子入札用ICカードの登録番号」の各欄は、一切記載する必要はありません。
- (2) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年 法律第97号) 第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載して下さい。  
※ 「06 本社（店）郵便番号」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載して下さい。
- (3) 「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載して下さい。
- (4) 「06 本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号を記載して下さい。
- (5) フリガナの欄は、カタカナで記載して下さい。
- (6) 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載して下さい。なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名を表わす文字については、フリガナは記載しないで下さい。

ブンキョウクユシマ

東京都文京区湯島2-31-27

- (7) 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いて下さい。

なお、「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは記載しないで下さい。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	経常建設共 同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団 法人	一般社団 法人	公益財団 法人	公益社団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

ゲスイドウセツケイ

(株)下水道設計

- (8) 「10 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載して下さい。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員  
・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員 ・管財人 ・会長  
・その他

「10 代表者氏名」欄及び「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけて下さい。

なお、「11 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入して下さい。

(例)

ゲスイ タロウ

下水 太郎

(9) 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄及び「14本社(店)FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないで下さい。

(例)

03-6361-7804

(10) 「16 メールアドレス」欄には、当方からの業務上の連絡に対応でき得る（方の）アドレスを記載して下さい。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載して下さい。

(例)

jswa-o\_k@2-co.jp

※ メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「-」、「\_」、「.」等は明確に記載してください。  
て下さい。

(11) 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用して下さい。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

(12) 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい。

なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

(ア) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。

(イ) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による下水道部門の登録を受けている場合。

(ウ) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。

(エ) その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

(13) 「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載して下さい。

(14) 「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れて下さい。

様式 1 - 2

(15) 「21 建設工事コンサルタント業務等実績高」の各欄については、次により記載して下さい。

(ア) 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の「建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載して下さい。

(イ) 「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入して下さい。）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載して下さい。

(ウ) 各々の金額については、消費税を含まない額とします。

また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載して下さい。

(例)直前2か年間の年間平均実績高

「建設コンサルタント業務」及び「地質調査業務」の2業種を希望する場合

「建設コンサルタント業務」

5,554,500円

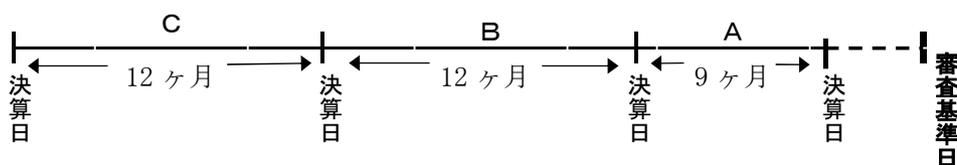
「地質調査業務」

28,200,000円

① 競争参加資格 希望業種区分	④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高
建設コンサルタント業務	5 5 5 5
地質調査業務	2 8 2 0 0
その他	0

(エ) 直前2ヶ年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定して下さい。

(例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合 . . .



直前2年の各営業年度の合計月数 . . . . . ( A + B = 21か月 )

不足月数 . . . . . 24 - 21 = 3か月

A + B + ( C × 3 / 12 )

計算式 \_\_\_\_\_ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合 . . .

計算式 各営業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 = 直前2か年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合 . . .

移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めて下さい。

(オ) 「⑤ 申請を希望する部局」の欄には、何も記載しないで下さい。

(16) 「22 有資格者数」欄については、該当する資格等について審査基準日(申請しようとする日の直前の営業年度の終了日)における該当職員数を記載(各欄の数字は右詰めとします)して下さい。

なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上して下さい。

ただし、1人で同一種類である「1・2級」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上して下さい。

※ 登録しようとする業種区分に応じて総合点数の審査対象となる資格は、第5.3(有資格者数の数で点数対象となる資格)の表のとおりです。総合点数の審査対象となる資格に該当するかどうかについては、選択科目等の制限があります

なお、建設コンサルタント業務及び地質調査業務における以下の資格については、以下のとおり記載して下さい。

※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。

「30 常勤職員の数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載して下さい。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがありますので、注意して下さい。

(ア) 建設コンサルタント

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(水道部門・下水道)」欄に記載して下さい。

建築士法(昭和25年法律第20号)による1級建築士及び2級建築士は、それぞれ「1級建築士」、「2級建築士」の欄に記載して下さい。

(イ) 地質調査業務

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(建設部門・土質及び基礎)」の欄に記載して下さい。

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(応用理学部門・地質)」の欄に記載して下さい。

社団法人 全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者は「地質調査技士」の欄に記載して下さい。

### 様式1-3

※ 「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」から「27 経営比率」までの各欄のうち、「斜線」部分には一切記載する必要はありません。

(17) 「24自己資本額」の各欄については、次により記載して下さい。

(ア) 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株式資本」欄の合計欄の上段( )内に株主資本の

うち外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

- (イ) 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記載する。
- (ウ) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。
- ※ 個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- (エ) 「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。

(18) 「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。

(19) 「26 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。

(20) 「27 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」、「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載して下さい。

(21) 「28 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載して下さい。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(22) 「29 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）を記載して下さい。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。

(23) 「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、審査基準日（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日）において常時雇用している従業員のうち専ら建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意して下さい。

※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。

「22 有資格者数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載して下さい。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがありますので、注意して下さい。